

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス継続支援事業

No	質問内容	回答
1	濃厚接触者の判断はどのように行うのか。	基本的には保健所が判断した者です。 保健所により積極的疫学調査の実施及び濃厚接触者の特定が行われていない場合は、下記の※手順で「濃厚接触者かどうか」を確認して判断する。
2	補助対象となる経費はいつからのものか。また、いつまでのものか。	令和4年4月1日以降、令和4年度中に発生した経費で、コロナウイルスの対応が無ければ発生しなかったもので、要件に合致するものが対象となる。ただし、令和3年度分経費も市長がやむを得ないと認めた場合で、令和4年8月31日までに申請があった場合に限り対象となる。
3	1事業所1回の助成とあるが、初回交付で基準単価を下回る交付を受けた事業所が、後日感染が発生して別途かかり増し経費が発生した場合でも、再度の申請はできるのか。	原則1回であるが、ホームページ掲載の基準額までは追加で申請が可能。
4	障害福祉サービス事業所等との連携支援事業について、市外の事業所等と連携した場合の助成金の申請先は、受け入れ施設が所在する市区町村等に行うのか。	お見込みのとおり。
5	市内の障害福祉サービス事業所等が、市外に居住する濃厚接触者等にサービス提供した場合でも、補助対象となるのか。	お見込みのとおり。濃厚接触者等の居住地は問わない。
6	施設に濃厚接触者等が発生した場合において濃厚接触者等にサービス提供した者以外に特殊勤務手当を支払った場合は、補助の対象となるのか。	その手当等がサービス継続に必要な掛かり増し経費の場合は、対象となる。
7	感染の疑いがある者が発生した場合、または感染の疑いがある者に対応した場合であっても対象となるか。	対象外である。
8	通所系サービス事業所であって、電話等での代替支援に切り替えた場合のかり増し経費は対象となるか。	対象外である。
9	休業事業所と連携した事業所について、休業事業所と同一法人の事業所が連携した場合は対象外となるか。	同一法人いかににかかわらず対象となる。
10	消毒費用や衛生用品購入費用などについて、感染者の発生・濃厚接触者の対応と経費の支出の前後関係について。 10 (例えば、感染防止のためにあらかじめ購入していた用品の購入費用を補助対象経費として申請した際に、どこまでが補助経費として認められるか)	令和4年4月1日以降に購入した用品であって、濃厚接触者等が発生した時点からのかり増し経費分(消毒清掃費用及び濃厚接触者等対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品)のみが対象となる。
11	感染者や濃厚接触者へサービス提供を行った者に、特殊勤務手当を支払った場合、「新型コロナウイルス感染症に対する障害福祉サービス継続支援事業」又は「新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者へのサービス提供継続支援事業」のいずれで補助申請を行うのか。	いずれの補助要件を満たす場合は、原則、「障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業」で申請を行うもの。判断に迷われる場合は、相談されたい。
12	自費でPCR検査費用を行った場合に、本事業の対象となるのか。	一定の要件に該当する障害者支援施設又は共同生活援助事業所のみ対象となる。ただし、感染者が確認された場合は、本事業の対象とならない。 (※)一定の要件については、本事業のホームページに掲載。
13	同一建物に複数事業所があり、複数事業所を兼務している職員が感染者となった場合は、兼務している複数事業所はすべて感染者が発生した事業所として取り扱うのか。	取り扱って差し支えない。
14	例えば、障害者支援施設内で感染者や濃厚接触者が発生した場合に、同一敷地内に併設する、短期入所や生活介護の他のサービスについては、同一空間を共有している場合は、併設するサービスについても感染者や濃厚接触者が発生した事業所として考えて良いか。	取り扱って差し支えない。ただし、同一空間を共有していない場合は、感染者等が発生した事業所として取り扱いが出来ない。
15	補助対象経費でリース費用となっている品目を購入した場合は、補助対象となるのか。	補助対象とならない。リース費用の記載があるものは、リースのみが対象となる。
16	感染者が発生し休業している通所系事業所について、休業によりパート職員を自宅待機させている期間の賃金は補助対象経費として認められるのか。	認められない。
17	訪問系サービス事業所(A事業所)において、職員に感染者が発生したため、利用者への訪問を別の訪問サービス事業所(B事業所)に対応してもらうこととした。 B事業所の職員に追加的な業務が発生したことに伴い、A事業所からB事業所に対して利用者を訪問した際に要した人件費相当分を謝金として支払う場合は、補助対象経費として取り扱うことができるのか。	A事業所からB事業所に対して利用者を訪問した際に要した人件費相当分を謝金として支払う場合の経費は補助対象外。なお、B事業所の職員がA事業所に応援派遣され、A事業所の利用者に必要な支援を行った場合は、必要なかり増し経費の対象となる。
18	感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用について対象となるのは、在庫の不足が見込まれる場合に限られるのか。例えば、陽性者が発生したが法人の在庫で十分対応でき、かつその後も不足がない場合は対象外となるのか。	お見込みの通り。
19	在庫の不足が見込まれる衛生用品について、どの範囲までが対象となるのか。	マスク、手袋、ガウン、消毒液等が想定されるが、空気清浄機のような備品は不可。
20	PCR自費検査費用について、「感染者が確認された場合には、その後の検査は行政検査で行われることから、本事業の対象とはならない。」とあるが、要件に該当したうえで、自費検査を行った結果、陽性者が確認された場合、この陽性者が確認されたところまでに行った自費検査の費用が助成対象となると考えてよいか。	お見込みの通り。
21	「緊急雇用にかかる費用」について、新型コロナウイルスに感染した職員が退職したため、その者に代わる新たな職員を雇用した場合の基本給与は補助対象か。	職員の退職に伴い新たに雇用された職員の基本給与については障害福祉サービス等報酬が充てられるものと考えられるため、対象外となる。
22	「緊急雇用にかかる費用」において、人材募集の広告費用、派遣会社からの人材派遣に係る経費、新たに職員を雇用した際の職員の給与は対象としてみなすことができるか。	対象経費として差し支えない。
23	「割増賃金・手当」について、感染者の発生時において、超過勤務手当のどの範囲が補助対象となるのか。	本事業における補助は、感染者の発生等に伴うかり増し経費となるため、感染者の発生していない通常時において生じる超過勤務手当に係る費用は補助対象外であり、当該費用は補助対象から除外する必要がある。
24	「損害賠償保険の加入費用」について、どのような保険内容のものが補助対象となるのか。	感染者の発生等に対応するため職員を緊急雇用した場合に、当該者によるサービス提供時の事故等に対する損害賠償保険を想定している。

25	「施設・事業所の消毒・清掃費用」について、どのような費用が補助対象となるのか。	対象施設・事業所において、その要因が解消するまでの間に要する消毒、清掃費用に限り補助対象となる。このため、要因解消以降にも使用できるものや、将来感染が起きた場合に備えて購入するものは補助対象外。 <補助対象の具体例> 清掃業務の委託費用、リネンサプライ等のクリーニング費用、対象施設・事業所となった要因が解消するまでの間に係る施設・事業所の消毒、清掃に必要な物品（使い捨ての筆・ちりとり、雑巾、ごみ袋、消毒シート、消毒液等）の購入費用（ただし、要因解消以降にも使用できるものは対象外（消毒・清掃機器、繰り返し使用可能なごみ箱など））
26	感染者が発生し休業している事業所について、休業によりパート職員を自宅待機させている期間の賃金は対象経費として認められるか。	対象外の経費となる。
27	緊急時の人員不足を補う際の割増賃金や手当等により発生する事業所の社会保険料等は対象経費になると考えてよいか。	事業所負担の増額分であれば、対象として差し支えない。
28	「感染性廃棄物の処理費用」について、どのような費用が補助対象となるのか。	対象施設・事業所において、その要因が解消するまでの間に生じた感染性廃棄物処理に要する費用に限り補助対象となる。このため、要因解消以降にも使用できるものや、将来感染が起きた場合に備えて購入するものは補助対象外。 <補助対象の具体例> 処理業務委託費用、対象施設・事業所となった要因が解消するまでの間に係る廃棄物処理に必要な物品（ごみ袋、ブルーシート等）の購入費用（ただし、要因解消以降にも使用できるものは対象外（繰り返し使用可能なごみ箱など））
29	「感染者又は濃厚接触者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用」について、 ①「在庫不足が見込まれる」とは、どのような状況を想定しているのか。 ②「衛生・防護用品」とは、どのような物が補助対象となるのか。 ③「購入費用」について、どのくらいの購入量が補助対象となるのか。	①については、当該感染者又は濃厚接触者の発生時等において、当該発生等への対応期間に使用するであろう量に対し、施設・事業所で保有する在庫量では不足することが見込まれる場合を想定している。よって、十分な保有量があり在庫の不足が見込まれない場合は補助対象とはならない。 ②については、その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生・防護用品であって、感染等が発生した際に多量に消費するマスク、手袋、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル、清拭クロス、ドライシャンプー、消毒液などといった防護具等や消毒用品を想定している。体温計やパルスオキシメーター、パーティション、ポータブルトイレ、ブラシ、バケツなどといった器具や備品、おむつなどは補助対象外となる。 ただし、体温計やパルスオキシメーターについては、施設内療養が必要となった障害者支援施設、共同生活援助事業所、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設において、療養中の入所（居）者の経過観察のために必要であると認められる場合は、対象として差し支えない。 ③については、見込まれる不足量が補助対象となる。
30	令和3年度末にクラスターが生じて年度をまたいでかき増し費用が生じた場合、令和3年度の期間に生じた分は令和3年度の基準単価に、令和4年度の期間に生じた分は令和4年度の基準単価に含まれるのか。	お見込みのとおり。令和3年4月1日から令和4年3月31日までに生じた費用については令和3年度分の基準単価に、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに生じた費用については令和4年度分の基準単価に含まれる。令和3年度分経費は市長がやむを得ないと認めた場合で、令和4年8月31日までに申請があった場合に限られる。
31	令和3年度末にクラスターが生じて年度をまたいでかき増し費用が生じた場合、個別協議はどのように考えればよいか。 (例1) 各年度の基準単価が200、令和3年度の期間に生じたかき増し費用は150、令和4年度の期間に生じたかき増し費用は150の場合 (例2) 各年度の基準単価が200、令和3年度の期間に生じたかき増し費用は270、令和4年度の期間に生じたかき増し費用は280の場合	例1の場合、両年度ともに基準単価を超えていないため、個別協議は不要。 例2の場合、両年度ともに基準単価を超えているため、令和3年度分として70の個別協議、令和4年度分として80の個別協議を実施することとなる。（個別協議は年度ごとに分けて行う必要があるが、複数年度分同時に個別協議を行うことも差し支えない）

※「濃厚接触者かどうか」の確認手順

身近な人から「陽性だった」と連絡があれば

※陽性者数急増のため、同居家族や接触のあった人には、保健所からではなく陽性者本人から濃厚接触者である(または可能性がある)ことを伝えていただいています

以下の手順で「濃厚接触者かどうか」、ご自身を確認を

- 陽性者に(A)検査日、(B)発症日、(C)(あなたとの)最終接触日を確認
- 陽性者の 感染可能期間 を計算する…陽性者が無症状なら(A)検査日の、症状ありなら(B)発症日の2日前以降

2日前 1日前 (A)検査日・(B)発症日 … 療養終了日

← 感染可能期間 →

(C)最終接触日が 感染可能期間 内であり、感染可能期間 中の接触状況が、以下のいずれかに該当する場合

- 陽性者と同居している
- お互いにマスクなしで、手が触れる距離で15分以上会話した
- 陽性者がマスクせず、手が触れる距離で15分以上会話した